

マカオ向け日本産食品についてのサイン証明のお知らせ

東日本大震災後、東京電力福島第一原発事故を受けたマカオにおける日本産食品等への規制について、マカオ政府は、本年 10 月 24 日、9 都県産(宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟及び長野)の野菜、果物及び乳製品について、マカオ政府が指定する書類の添付を条件に輸入停止を解除する等の緩和の旨を公表しました。

この規制の見直しにより、一部都県の一部品目は、輸出者が作成した「放射性物質輸入規制に関する申告書(Declaration for Radiation Monitoring for Macau)」に商工会議所のサイン証明を受けたものを添付することで、マカオにて輸入できるようになりました。

つきましては、当該申告書へのサイン証明を必要とされる輸出者におかれましては、下記の農林水産省 HP を確認した上で、申請書類を作成し、ご申請ください。

◆農林水産省 HP「マカオによる日本産食品の輸入規制について」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/macao_shoumei.html

- ① 【様式】[放射性物質輸入規制に関する申告書\(Declaration for Radiation Monitoring for Macau\)\(Word:26KB\)](#)
- ② ※商品が多数あり、1 枚に収まりきらない場合は下記様式も添付。
【別紙様式】[別紙\(Annex\)\(Word:20KB\)](#)

※ 具体的な記載方法や注意点については、上記農林水産省 HP 掲載の記載例及び Q&A をご確認ください。